

## 第93回自衛隊員倫理審査会議事録

### 1 日 時

令和4年7月6日（火）14時30分～16時30分

### 2 場 所

防衛省A棟11階 第1省議室

### 3 出席者

（委 員） 太田会長、能勢委員、山宮委員、諏訪委員  
（防衛省） 鈴木服務管理官

### 4 議 事

#### （1）開会の辞

- 服務管理官 只今から「第93回自衛隊員倫理審査会」を開催いたします。

新しい会長が選任されるまでの間、私が会議の進行役を務めますので、よろしくお願いたします。それでは、まずは委員の皆様のご紹介をさせていただきます。なお、お手元に資料2の委員一覧をお配りしておりますので、併せてご参照ください。委員の皆様は、ご着席のままで結構でございます。

令和4年4月1日付で防衛大臣より発令されておりますが、4名の委員が再任でございます。

慶應義塾大学法学部教授 太田達也委員、元国家公務員倫理審査会事務局長 高木達也委員、株式会社フジテレビジョン解説委員 能勢伸之委員、田辺総合法律事務所弁護士 山宮道代委員。そして、新たに委員に就任されました、ダイヤ精機株式会社代表取締役 諏訪貴子委員。

以上5名の方に自衛隊員倫理審査会委員に御就任いただきました。

委員の紹介は以上でございます。

次に、本審査会の会長の選任でございます。会長は、自衛隊員倫理審査会令第4条第1項の規定によりまして、委員の皆様の互選により選任することとされております。皆様から太田委員の御推薦を頂いておりますが、御異議ございませんでしょうか。

- 委員 意見なし。
- 服務管理官 御異議なしと認めますので、太田委員が会長に選任されました。太田会長、早速ではございますが、会長席の方へお移りいただけますでしょうか。それでは、太田会長から、一言御挨拶をいただきますとともに、これ以降の進行は会長にお願いいたします。

- 太田会長 只今、御推薦をいただき、当審査会の会長を務めさせていただくこととなりました太田でございます。何卒よろしくお願いいたします。

先程、大臣にも申し上げましたが、本審査会は平素は自衛隊員の自衛隊員倫理法、自衛隊員倫理規程上から贈与等を確認し、万が一、違反の疑いがある時には調査をさせることを主な職務としておりますけれども、ただ、当審査会は、過去の違反といったものを糾弾するための後ろ向きな組織ではなく、審査会の厳正かつ公正な運営を通じて、自衛隊員が自衛隊員倫理規程を誠実に遵守することで、自衛隊が真に国民から信頼される、そういった前向きな組織にしていきたいと思っております。

今後は会長として精一杯努めさせていただきますので、委員の皆様方におかれましては、何卒御協力をよろしくお願いいたします。

## (2) 第92回自衛隊員倫理審査会議事録について

- 太田会長 それでは、本日の議題に入りたいと思います。

議題の1番目は、前回の審査会の議事録のご承認をいただくことです。

お手元の資料3「第92回倫理審査会議事録」については、案はあらかじめお配りしてありますので、御質問又は御意見がありましたらお願いします。

- 委員 意見なし。

- 太田会長 それでは、議事録につきましては、特段の御意見もないようですので、承認につきましては、他の議題についての議論を終えた後で、一括して行いたいと思います。

## (3) 令和3年株取引等報告書について

- 太田会長 議題の2番目は、「令和3年株取引等報告書について」です。

この審査は、倫理法第7条の規定に基づいて、本省審議官級以上の隊員から提出された報告書について、審査を行うものです。

それでは、サービス管理官から説明をお願いします。

- サービス管理官 それでは、資料4、5に基づいて御説明させていただきます。

資料4は、令和3年株取引等報告書の概要になります。1をご覧くださいますと、令和3年の株取引等報告書の提出件数は13件でございます。このうち、株取引等の内容につきましては、全てが売買でございまして、譲渡はございません。それから、未公開株もなかったということでございます。

こちらの資料4でお示しましたのは、株の取得と譲渡を業種別、企業別に記したものでございます。ご覧いただきますと、数はかなり挙がっておりますけれども、資料5をご覧くださいと分かりますが、連番1、3、6、8、10、12番の方がかなり頻繁に株の売買をしておられまして、株の取得と譲渡の件数の多い方々になります。

そのどなたにつきましても左右対称でご覧いただきますと、取得した株をかなり短

期間で売却しておりまして、デイトレードのような形で日々売買していることが見て取れるかと思えます。

また、赤線を引いている企業につきましては、必ずしも特定の隊員が集中的に取得しているという事実は確認されませんでした。企業の業態につきましても様々な業種の株が売買されており、特に偏りといったものは見られませんでした。

また、一番右の所得等報告書との関係につきましては、多くの人は株の譲渡所得について源泉徴収口座を選択している関係で、その結果として、金額が所得等報告書に出てこない方が多くおられます。これは、株の売買を日常的にされる方は源泉徴収口座を選択される方が多いので、特に不自然なことはなく、むしろ正常なことかと思っております。

ただ、中には源泉徴収口座を選択していない方もおられまして、そういった方につきましては、株の譲渡取得がかなりまとまった金額で出てきております。1番、6番の方が該当しております。6番の方は株の取得と譲渡の件数も多く、金額も非常に大きいということが見て取れるかと思えます。

概括的に申しますと、こういった株取引につきましては、昨年度も大体同じような方が同じような傾向で報告が出てきておりまして、突然大きな取引が始まったということではないという状況がございます。

株取引等報告書の説明については、以上となります。

○ 太田会長 ありがとうございます。

それでは、ここで株取引等報告書の審査に入らせていただきます。株取引等報告書に対する御質問、御意見を頂きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○ 委員 資料4で防衛省との契約上位100位以内の企業について赤線が引いてありますが、赤線を引く趣旨としては、防衛省と関係の深い、ある程度取引のある企業なので、注意してみた方がいいということでしょうか。

○ 服務管理官 おっしゃる通りです。

○ 委員 あと、株取引等報告書の審査は、年に1回でございましたでしょうか。

○ 服務管理官 はい。

○ 委員 私が見た限りでは、通常の取引という感じで問題ない取引ばかりということで、個別の報告については特に意見はないのですけれども、今後の課題としては、契約金額の多寡にかかわらず整理すべきではないかと。

車とか戦闘機ならものすごい額になるのでしょうか、そうでない、契約金額は決して多くないけれども利害関係のある企業との間で、何か情報を得て取引するという危険性はないわけではないので、契約100位以内の企業に赤線を引く意味というのは、

あまりないのではという気がいたします。

ただ、この株取引で挙がっている企業が防衛省と契約関係があるかどうか調べるのは非常に大変かもしれませんので、できる範囲で結構なのですけれど、注意喚起をするのであれば、ある程度の契約関係があるのかどうかという基準で選んだ方がいいのではないかと思います。

私は株のことはよく分からないのですけれど、今回の報告で製薬会社などは色々な方が買われてますよね。多くの方が買われているということは、ここが狙い目ということなのかもしれませんけど、医官の方が取引されているので、お医者さんだから業界に詳しいということなのかもしれませんけど、こういった企業から薬を購入しているということはあり得るわけですよね。

情報としては、契約金額の多寡でこういうところには要注意ですよ、というふうにやるのはあまり意味がない。むしろ、それ以外の懸念があるかどうかという情報が分かれば参考になるかなと思います。感想でございますけど、今後の検討課題としていかがでしょうか。

- 服務管理官 はい、ありがとうございます。
- 太田会長 他に御質問、御意見がありましたら、よろしく申し上げます。
- 委員 意見なし。
- 太田会長 それでは、他に御質問、御意見等がなければ、株取引等報告書については、以上とします。

#### (4) 令和3年所得等報告書について

- 太田会長 議題の3番目は、「令和3年所得等報告書について」です。この審査は、倫理法第8条の規定に基づいて、本省審議官級以上の隊員から提出された報告書について、当審査会が審査を行うものです。  
それでは、服務管理官から説明をお願いします。
- 服務管理官 それでは、資料6と7に基づいて御説明をさせていただきます。  
資料の6の方でございますけども、これは所得等報告書の全体の概要でございますが、今回、所得等報告書を提出すべき者は、令和3年では113名でございます。そのうち、国からの給与所得のみだった者は93名ございまして、それを差し引いた、国からの給与以外の所得があった者20名につきまして、資料7で、個別にご覧いただくという形にしております。

国からの給与所得以外の所得としてどういったものがあったかというのが、資料6-2で、このような形の分類が、挙がってきたところでございますが、一つは不動産からの所得、それから、国以外の機関からの給与所得、雑所得、先物取引による所得、一

時所得、上場株式等の配当所得、株式の譲渡所得、源泉徴収を選択した口座での株式の売買の所得というものでございます。

では、資料7の方をご覧くださいますと、全体で1枚になっておりますけれども、左の方からご覧いただきまして、まず、不動産の所得でございますけれども、これは報告者が家を持っておりまして、その賃貸収入ということでございます。

続いて、給与所得でございますけれども、これはいずれも医官でございまして、まず兼業として承認を大臣から得た上でのことでございますけれども、救急医療センター等で医療行為を行った給与ということでございます。

それから、雑所得につきましては、もっぱら監修料、原稿料という通常の四半期ごとの贈与等報告書の方でも計上されている所得でございます。

また、一時所得としましては、生命保険の満期金の解約といったものがございまして、更に右のほうに行きますと、8番で、申告分離課税の中のこれはマイナスのものでございますけれども、雑所得が1件ございます。ちなみにこの方は昨年、先物取引の所得がございまして、その時はプラスでしたけれども、今回損益通算の関係でマイナスを計上しているということでございます。

それから、株式の譲渡による所得については、大半の方は、源泉徴収口座を選択しておりますので、ここには数字としては上がらないという関係になっております。これは、もうあらかじめそちら（源泉徴収）の方で税額が決まっているということで、報告書に数字を記載する必要がないということになっております。

源泉徴収を選択していない2名の方については、数字が上がっているのですが、4100万以上の所得がある方が1名。それから、67万以上の所得がある方が1名いるということでございまして、1人の額としては非常に高額となっておりますけれども、この方々は昨年につきましてもかなり大きな額を売買されて所得として計上されておりますので、傾向としては変わらないということでございます。

私からの御説明は以上です。

○ 太田会長 ありがとうございます。

それでは、ここで所得等報告書の審査に入りたいと思います。所得等報告書に対する御質問、御意見がありましたら、よろしくお願いします。

○ 委員 所得等報告は1年分ということでしょうか。

○ 服務管理官 はい。株取引と所得につきましては、いずれも本省審議官級以上の自衛隊員を対象としまして、1年単位で報告を求め、その内容を御審査いただくということになっております。これは年間の確定申告とリンクしているというふうにお考えいただければということでございます。

○ 委員 ありがとうございます。

- 太田会長 他、いかがでしょうか。
  
- 委員 不動産所得とか株等の取引や雑所得とか、そういうところはわかるのですが、ただ、賃貸マンションの管理費用、これは所得でも何でもありませんよね。それから、証券取引所で先物取引で損失も出したという場合も、所得というのは、マイナスの所得ということになるのでしょうか。まず、管理費用がなぜここに掲載されているのか教えてくださいたいと思います。
  
- 服務管理官 これはいずれも、まさに確定申告とリンクするもので、その中で税額について損益通算を行うものがございまして、ある意味自衛隊員倫理法としては必ずしも所得ということにはなりませんけれども、複数年度通算してみました場合の申告額というのは、確定申告の場合に損失で計上した翌年に利益が上がってますから、そこから差し引くことができ、損益が通算されて参りますので、その確定申告の資料と齟齬が生じないような報告にするという観点では、そのマイナスを申告をしておくということがその翌年に仮にプラスが出たときに、非常に少ない額で報告をしてきても、それは前年との関係でそのような額になっているのか確認ができると。仮に、何か問題があるか全体を確認し直したときに、税の申告に対応した報告をしていけば不符号はないという形になりますけれども、報告書に損失だけを計上しないで、所得だけを計上していった場合に、後で実際の個々の状況について、こんなに利益が上がっていたのに、過少に報告したんじゃないかということになりかねないので、その損失を計上しているというふうに認識しております。
  
- 委員 ただ、この9番の方は自分の持つる賃貸マンションがあるわけですよね。貸してる場所があって、その分の今年の収入はなかったのでしょうか。それを上回る経費がかかってその中でこれなのか、単に管理費用だけの話なののでしょうか。税関係だというのは何となくわかりますが、この方の収入はなかったのかどうか、管理費用というもののだけが挙がっている理由がよく分からないのですが。
  
- 服務管理官 これは最終的にはその損益通算終わった上での額を計上してきておりますので、その所得があった上でも、もっと大きな支出があった結果、差し引きをするというふうに理解しております。
  
- 委員 では、管理費用だけではないわけですね。マンションの賃貸収入が、例えば60万はあったけど、経費が72万円ぐらいあったから全体では赤字でしたよというような話でしょうか。
  
- 服務管理官 はい。
  
- 委員 わかりました。管理マンションの場合も同じように経費を差し引いて、これだ

けの赤字になっているということですね。

- 太田会長 他に御質問、御意見等がなければ、所得等報告書については以上とします。
- 委員 意見なし。

#### (5) 令和3年度第4四半期贈与等報告書について

- 太田会長 議題の5番目は、「令和3年度第4四半期の贈与等報告書」の審査についてです。この審査は、倫理法第6条の規定に基づいて、5千円を超える贈与等を受けた部員級以上の隊員が提出をした「令和3年度第4四半期の贈与等報告書」について、当審査会が審査を行うものです。  
それでは、サービス管理官から説明をお願いします。

- サービス管理官 それでは、資料8～10、さらに一部としまして資料11につきまして、御説明をさせていただきたいと思えます。

まず、資料8をご覧くださいますと、これは四半期ごとに報告している件数を上の方のグラフで表しておりまして、今期は一番右側でございますけれども、全体で241件報告がございました。これは前年同期に比較しますと、100件増えているところでございます。

この増えた要因につきましては、今回については、かなり顕著な特徴がございまして、左下の黄色く囲んでいる基因別件数の一覧のところでございますが、テレビ出演等に対する謝礼の報告が48件あります。これは、ウクライナ侵略について防衛研究所の研究者が出演して解説しているものが全てでございまして、それに関連するような形で、著述に対する謝礼や講演に対する謝礼につきましても、ウクライナ情勢に対応するようなものが出てきておりまして、特に件数を伸ばしている要因ということになっております。

続きまして、資料9の方で御説明させていただきます。

この基因別の概要ということでございますけれども、全体の241件の中で、利害関係がある相手方との関係の贈与等報告が17件ございました。これは2の(6)でございますけれども、講演等に対する謝礼の中に全て入っておりまして、これらは全て防衛省の医官が、製薬会社、医療機器メーカーなどで講演などを行った謝礼ということでございます。

全体のその基因別の概要につきましては、賞金の贈与が1件、それから物品等の贈与というのが55件ございまして、ここは非常に件数が多くなってございますけれども、そのうち、通常、上がって参ります部隊に対する激励品がエからケまでの40件を占めております。

続きまして、大きなところとしましては著述に対する謝礼、(4)でございますが、47件のうち、これも必ず每期上がってくるものでございますけれども、アの自衛隊関係の機関誌への著述が20件ということで、半分程度を占めております。

それ以外に大きなものとしまして、講演等に対する謝礼、それからテレビ出演等に対する謝礼ということでございます。今期につきましては、監修料はございませんでした。

それでは、その個別の内容につきまして、資料10の方でご覧いただければと思います。

1番につきましては、賞金の贈与ということで、教育奨励賞という10万円の贈与を受けているということでございます。他の物品等の贈与は、(2)アの1件ですが、外国政府からの儀礼的な贈り物というものが計上されております。続いて、部隊が訓練を行った際などの表敬時の儀礼的な贈り物が3番から8番まで上がっております。このうち、3、7、8番につきましては、自衛隊の海外派遣ですとか、その他の活動、それから訓練にともなう激励品と実質的には同等のものでございまして、これもそれぞれ防災訓練のために入港した際に頂いた商品であるというものでございます。1人当たりの額としましても基本的には後に御説明いたしますが、激励品と大きな差はないものとなっております。

また、9番から14番までが、着任祝い等として日本酒ですとか提灯といった記念品のようなものを頂いているようでございます。それから、15番から54番までが激励品でございます。

15番、16番につきましては、福島県沖地震による災害派遣に対する激励品ということでございまして、17番から20番につきましては、新型コロナウイルス感染症に対応した医療機関への激励品ということです。更に、21番から42番までの22件が、新型コロナウイルス感染症の対応のうち東京と大阪に設置されておりますワクチンの大規模接種会場に対する激励品がございまして、これが激励品の件数を大きく上げているものであります。これは前期までと同様の傾向でございます。

この中で、報告1件当たりの最高額が23番で、100万8000円となっております。内容につきましては、これまでも激励品を頂いている相手方でございますけれども、企業から、その製品であります免疫サポートサプリ等を頂いたということで、ここは1件当たりの額が非常に大きくなっておりますのは、これまで頂いていたものとの比較で言いますと、300円程度、単価が高いものを頂いたということが一つございます。もう一つは、これまでは、1ヶ月当たりもう少し単価の低いものを前期に300個60万円程度のものを1ヶ月に1度頂いていたという実績がございましたが、今回はこの1回に、一括で400個という形で頂いたということで、内容としてはこれまでと変わらないのですが、報告の形としては1件になりましたので、額としては大きくなっているという状況でございます。

43番から48番につきましては、海賊対処部隊に対する激励品です。続きまして、49番から52番でございますが、こちらは太平洋のトンガ王国で、大規模な噴火がありました際の国際緊急援助活動の派遣部隊に対する激励品、53番、54番はコープ・ノース22という、これは訓練の愛称でございまして、これは日米豪で行います航空自衛隊と米豪空軍との共同訓練で、例年行っているものでございます。

物品等の贈与の残りは、55番と56番でございますけれども、55番につきましては著書の提供、56番はサラリーマン川柳の優秀賞ということでの賞品ということで



ございます。

続きまして、今期は供応接待は2件でございまして57番と58番。いずれも大使館との会食ということでございます。

59番からは著述に対する謝礼が47件になります。

まず、59番から78番までの20件は、自衛隊関係の機関誌への寄稿ということでございます。これも、常に同様のものが上がってきているものになりますけれども、額も含めて同等のものが、今期も計上されております。79番からは、一般的な相手方に対する原稿料が104番まで続いてまいります。この著述に対する謝礼の中で特に高額なものというものは見受けられない状況でございました。

続きまして、105番から122番は著述による印税でございます。

この122番までの中で、118番が個人として報告された最高額の約22万円になります。これは印税として1部当たりの金額を記載しておりますけれども、これまでと比較して特に高いと言うようなことではなく、これまでも見られた金額ということでございます。

123番からが66件続きますが、講演等に対する謝礼でございます。

そのうち右側に黄色く利害関係ありと記してあるところが先ほど申しました全17件の医官による医薬品メーカーあるいは医療機器メーカーとの関係での講演ということでございます。これらはいずれにつきましても、報酬の基準として1時間当たり2万円以内ということが規定されているものでございます。

利害関係者以外の講演に対する謝礼としましては、1人当たりの負担額が高いところは140番から144番までを見ますと、防衛大学校長のところでございますけれども、本人が著名な学者ということもありまして、これまでもこの程度の金額で行われていたものでございまして、特別な報告ということではございません。

その次ですけれども、189番から236番ですが、こちらがテレビ出演等に対する謝礼で、48件全てが防衛研究所の研究官によるものです。これは先生方もテレビをご覧になって見かけたことがあるかと思いますが、主な理由としましては、防衛研究所の政策研究部長がロシアの専門家でございまして、今、テレビに出ずっぱりな状況でございますけれども、大半はこの1名によるものでございます。それから、223番からの防衛政策研究室長、231番からの主任研究官も頻繁にテレビに出演しておりまして、この次の報告においても、同じようになんかの数が上がってくるのではというふうに見込まれるということでございます。

237番から240番までは新聞等へのコメントに対する謝礼でございます。

最後に1件、遅延という形で記載させていただいておりますけれども、海上自衛隊の1等海佐による報告の遅延が原稿料について1件ございます。これにつきましては、海上幕僚監部から御説明申し上げます。

- 海上幕僚監部 はい。それでは、資料11をご覧ください。海上自衛隊の贈与等報告書の提出遅延につきまして、海上幕僚監部サービス室長から御説明します。概要はすでにお配りしてある遅延理由書の通りですが、これを補足しながら説明いたします。

報告書提出が遅延したのは、A 1 等海佐です。贈与等の内容は、利害関係のない事業者である一般財団法人からの依頼に基づき、月刊「防衛技術ジャーナル」に寄稿し、その原稿料を報酬として受け取ったものです。

A 1 佐は、今年 1 月に事業者から入金通知を受け取りましたが、入金通知には、入金日の記載がなく、また、A 1 佐が単身赴任でキャッシュカードしか所持してなかったため、通帳を所持している東京在住の妻に連絡し、入金の事実を確認をしてもらったところ、入金日は令和 3 年 1 2 月 2 4 日であることがわかりました。

本来なら入金日が贈与を受けた日ですから、3 四半期の贈与等報告書として作成、提出すべきところでしたが、A 1 佐は入金通知を受け取ったのが今年 1 月、4 四半期であったことから、4 四半期分として報告書を作成、提出すれば問題ないという誤った認識より報告書を提出したため、遅延したものであります。

このように、提出が遅延したのは、A 1 佐が入金通知を受け取った日を贈与を受けた日と誤認したことが原因であります。

海上幕僚監部としましては、毎年、全国各地において実施しております服務指導巡回講習等におきまして、贈与等報告書の提出について、自衛官であれば 3 佐以上、事務官であれば、行（一）5 以上の者は、5, 0 0 0 円を超える贈与等を受けたときは報告書を作成し、四半期ごとに提出しなければならないこと、報告義務は隊員各個人にあり、担当者任せにしないこと、報告書の未提出、遅延は懲戒処分の対象となることについて、繰り返し周知徹底を図ってきたところであります。

しかし、この度の報告の遅延を受けまして、同種の遅延事案の再発を防止するため、今後の巡回講習等の中では、「贈与等を受けた時」が具体的にいつを指すのか、特に強調して周知徹底を図っていく所存であります。以上です。

- 服務管理官 贈与等報告書につきましての説明は以上でございます。
- 太田会長 ありがとうございます。それでは、贈与等報告書の審査に入りたいと思います。贈与等報告書に対する御質問、御意見を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。何かございますでしょうか。
- 委員 一番最後の遅延につきましては、年明けに入金通知があり、確認したら年末ギリギリに入金があったということで、遅延の期間もわずかということではあると思ひます。  
ただ、前回も一度申し上げたと思うのですが、いつも配偶者を悪者にするような書きぶり、前の別の報告も「妻が、見落としていました」とありました。妻が通帳を持っているとか、確認しましたといったことは書かなくても同じ内容がいえるのではないかと。これは、記録として残りますよね。
- 海上幕僚監部 はい。

- 委員 これは保存期間で5年ですか。
- 海上幕僚監部 その通りです。
- 委員 ちょっとみっともないので、これも1月13日に入金通知が届いたので、確認をしたところ、年末に入金がありました、ということで全く問題ないように思います。なぜいちいち、妻を持ち出して悪者にするのかなと。この前も全く同じような感じでの報告があったので、あまり正直に書き過ぎるのはちょっと気の毒かなと思います。問題はないのですが、気になったところではあります。

また、贈与等報告は、今回は額が多いものもほとんどございませぬね。これも瑣末な話なのですが、一番最初の1番が賞金の贈与で10万円もらいましたというものがございませぬね。56番にサラリーマン川柳の優秀賞で賞金ではなくて賞品をもらったとあります。これがその他の贈与というふうに項目の記載があるのですが、これも項目の分け方というのを工夫する余地はあるのではないかと。

激励品もですな、激励品ととらえる場合と、それから就任祝いとしている場合があつて判断が微妙なものも色々あると思うので、あまり神経質になる必要はないとは思いますが、規定上は別に賞金と物品を分けなければいけないという規定は、特にはないのですよな。
- 服務管理官 そうですね。
- 委員 こういうことをしてはいけないという規定はありますが、(賞金と物品を)分けて計上しなければいけないという規定はないのだとすれば、性質として似たようなものなのに、賞金だったら(金銭の贈与として)上にいって、賞品だとその他の贈与だというのは、書きぶりも含め、工夫の余地がないわけではないかなという気がいたします。
- 服務管理官 はい。
- 委員 これも実質的な問題ではなく、形の問題ではございますが、少し気になったところではございました。
- 太田会長 他には、例えばテレビ出演等について何かございますでしょうか。
- 委員 贈与の金額ですが、金銭の場合は、数字がそのまま出ますよな。

ところが以前、この会合で物品の場合、激励品とかは、現場の方が、すごく精密に数字を出そうとするあまりに、結構本業を圧迫してないかということで議論があつたりしましてですな。

ある程度こう、大まかな目安だけ作っておいて、それで報告すればいいようにしたらどうかという、大まかな目安、標準単価を以前、作っていただいた経緯があつたかと思

います。

ただ、今日もこれを見ると本当に、38円とかそういった単価に127個を掛けるという、そういう非常に細かい作業をやってらっしゃるので、本来の現場での作業を圧迫しないように何とかお願いしたいのだな、という気がしております。

- 服務管理官 この中でも割とまとまって箱で何個入というような形で頂くということが結構多い場合があります、そういうふうに計上してるものもありますので、簡単に計算できるものは引き続き、むしろその簡単だったりするということがあるかと。
- 委員 ですが、やはり個別に数えなければいけないという場合は、一生懸命、個別に勘定してらっしゃるなというのがわかるものがあって、本当にそこまでやっていただくようなものかなと、泥だらけになって作業をしてらっしゃいながらですね、それをやりながら頂いた物の値段を調べて、それで数を勘定してみたいなことをしているというのは、ちょっとどうなんだろうということ、昔、この席で大まかな値段を載せ、栄養ドリンクだったら一本幾らというふうに計算しやすい簡易的な値段を決めてという作業をした覚えがあると思うのですが、それがあんまり使われてないのは、残念です。
- 服務管理官 部隊の方に、実際その作業の負担かということを改めて確認をいたしまして、そこで、やはり無理があるようなことなのか、実は簡単ですと、もう大分慣れましたということなのか、そのあたりの実情を確認の上、また御報告をさせていただきます。そこで、やっぱり大変だということがありましたら、作っていただいた基準なども踏まえて簡便な方法というものも検討の上、合わせて御報告させていただきたいと思えます。
- 委員 これは、コストは現地でしかわからないと思うのですが、この単価というのはどちらで調べてらっしゃるのでしょうか。現地が調べているのでしょうか。  
それこそ、現地でもらったカップラーメンが1個いくらなのかというのを、近所のスーパーに出かけてわざわざ見なければいけないと、そういうことをやっているのか、個数だけ送ってきて、単価は防衛省の方で平均的にこの文書の方で、一つ平均いくらだね、というふうにやってらっしゃるのか。それはそれで本省が大変だと思うのですが、どちらが調べてらっしゃるのでしょうか。
- 海上幕僚監部 海上幕僚監部から回答いたします。海上自衛隊でありましたら、現場の上の司令部、この報告書を出すところがカタログなどを見まして調べております。
- 委員 確かにちょっとやり過ぎと思うのは53番なんかはですね、赤いきつねが10個に緑のたぬきが5個とあって、これ（銘柄）は、この審査会の趣旨からすると全く必要ない情報なのではないかと。カップ麺何箱みたいな形で想像はつくので、ここまで、律儀になさる必要はないかなと。現場に負担ばかりかかりますし、わざわざこちらも

「ああ、なるほど赤いきつねが何個…」というふうには考えないので、ここまでなさらなくてもいいんじゃないかなと思います。

ただ、物によっては金額がはっきりしないようなものがあるので、それはちょっと調べていただいて、例えば、中にはものすごい値段がするものがあったりすると困るので。

でも、栄養ドリンクとかタオルとかチョコレートとか、そういったものは大体値段は知れていますよね。100個あろうが1000個あろうが単価は知れているので、そこは少し緩急をつけていただいて、工夫はしていただいても全然問題ないのかなという気がいたします。

現場は指示されたらその通りやってくるでしょうから、今後何か本部の方で考えていただいて、こんな感じで報告、みたいなものを作ってもいいのかもしれないですね。

○ 委員 確かに、会長が今おっしゃったような議論を、1年前か2年前にこの席で行って、それで標準単価的なものをこの席でオーソライズして、皆さんに送ってくださいうふうをお願いしたということはございます。

○ 委員 例えば、11番の提灯のようなものは、値段の想像が難しいですけど、それ以外のものは大体想像がつくものですよ。

ただ、ティーカップ、これもちょっとわからないですね。陶器は1つ何万円するものもありますから、就任祝いとして陶器と書かれていても、ちょっとこれは調べてくださいということになるのでしょうかけども、栄養ドリンクとかタオルとかチョコレートとかは大体値段も想像がつきますし、さっきの免疫サポートサプリも免疫をもらうので、若干高いぐらいですよ。これも贈与先が接種会場なので、免疫サプリを振る舞う理由もわかりますし。

そのあたりを今後この審査会で様子を見ながら、将来的に簡略化できるところは簡略化していくという方針で検討していきたいなというふうに思いますので、方針を考えていただければと思います。

○ 太田会長 他に皆様から何かございますでしょうか。

○ 委員 意見なし。

○ 太田会長 それでは、贈与等報告書の審査は、以上とします。

#### (6) 議題の採択等について

○ 太田会長 では、本日審議されました「第92回自衛隊員倫理審査会議事録」、「令和3年株取引等報告書」、「令和3年所得等報告書」及び「令和3年度第4四半期の贈与等報告書」につきまして、各委員に承認をいただきたいと思いますので、御手元の決裁用紙にサイン又は押印をお願いいたします。

また、4月に事務局より送付のありました自衛隊員倫理法等違反疑いの調査官指名

につきましても、同様にサイン又は押印をお願いいたします。

**(7) 閉会の辞**

- 太田会長 それでは、次回の審査会につきましては、7月28日(木)に臨時の倫理審査会を予定しております。定例の審査会は、10月上旬頃を予定しておりますので、こちらのスケジュールについては、委員の皆様の御都合を承りつつ、事務局から個別に連絡させていただきたいと思っております。

以上で、本日予定しておりました議題につきましては、全て審議が終了いたしました。本日は、誠にありがとうございました。